

第23回国連CEFACTフォーラム会議報告

2014年4月5日～4月13日

ジュネーブ（スイス）

報告者：国連CEFACT日本委員会
サプライチェーン情報基盤研究会
菅又 久直

I. 会議日程：

4月5日（土） 東京発 ジュネーブ着
4月6日（日） 会議準備
4月7日（月）－ 4月11日（金） 国連CEFACTフォーラム（欧州国連本部）
4月12日（土） ジュネーブ発
4月13日（日） 東京着

II. 会議目的と参加者：

国連CEFACTは、貿易手続の簡易化と電子ビジネスの促進、およびそれらに関するグローバルなポリシーや技術仕様の制定を目的として設立された国連組織である。

小生は、国連CEFACT新組織の中で、手法技術分野およびサプライチェーン分野の開発に貢献するとともに、今後のアジアおよび日本における電子ビジネス関連標準の推進方策を見通すことを目的に、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会の依頼により本フォーラムに参加した。

今回の参加者は登録ベースで140名以上、日本からは次の6名が参加した。

石垣 充（日本貿易関係手続簡易化協会）

鈴木 耀夫（NPO法人観光情報流通機構：旅行ドメイン・コーディネーター）

遠城 秀和（NTTデータシステム技術(株)：品質評価コーディネーター）

島野 繁弘（日本電気株式会社：ユーティリティドメイン）

阪口 信吾（NECシステムソリューションイノベータ(株)：ユーティリティ管理システムより生成されるデータの再利用プロジェクト・リーダー）

菅又 久直（国連CEFACT日本委員会・サプライチェーン情報基盤研究会）

フォーラムでは、PDA（Program Domain Area）ごとに会議が進められる。小生は、手法・技術PDAおよびサプライチェーンPDAを中心に参加し、ユーティリティドメインのプロジェクト審議を支援した。

III. 会議報告：

1. 手法・技術 PDA

PDA 担当副議長の Tim McGrath が出席できず、担当の Interchange Framework の議論ができなかった。本フォーラムと同時に開催された国連 CEFACT 総会において、Tim McGrath は副議長に再選されなかったため、国連 CEFACT 標準の位置づけ、および他の国際標準との関係を整理する Interchange Framework Project の継続は危ぶまれる。

PDA 会議は Jostein Fromyr の代理議長のもとに、Library Review および Conformance and Interoperability の2つの新プロジェクトが審議された。また、3つの Open Session が行われ、Development Methodology, XML Implementation および Semantic Interoperability につき意見交換が行われた。

1. 1 Library Review

Christian Huemer のリーダーより、Library Review Project が紹介された。本 Project は、国連 CEFACT の各種 Library (CCL, EDIFACT Directory, BRS, RSM, XML Schema, Code List 等) のあり方と登録・保守手順の見直しを目的としている。メンバーには、手法・技術 PDA の専門家に加え、ライブラリー保守グループおよび各ドメインの代表者の参加を呼び掛ける。

特に、次の点が当面の課題と思われる。

- ① CCL のハーモナイゼーション・プロセスを規定する公式文書がなく、一部の専門家の手に委ねられている。
- ② CCL の保守作業が特定のソフトウェアに依存している。
- ③ BRS, RSM, XML Schema が連動して保守管理されていない。
- ④ Code List と XML Schema のバージョン管理が難しい。
- ⑤ EDIFACT Directory の管理に私的な Web ページが使われている。

以上の課題解決と長期的なライブラリ体系構築のため、2つのテーマによりプロジェクトを進めることになった。

- ① 当面の課題解決のための作業改善を提案。
- ② 長期的にあるべき姿にするための方針と戦略。

プロジェクト参加メンバーは、5月15日までに②に関する提案文書の提出が求められた。

1. 2 Conformance and Interoperability

Jostein Fromyr のリーダーより、Conformance and Interoperability Project が紹介された。本 Project は、国連 CEFACT 標準準拠のソリューションの間の相互運用性を高めるため、Conformance の対象および条件を明確にしようとするものである。メンバーは、Jostein Fromyr (Leader), Edmond (Editor), Tim McGrath, Martine, Anders, Chrischian および当職 (菅又) である。なお、当プロジェクトでは Conformance 条件を提案するもので、Conformance の認証 (Certificate) を目指すものではない。

当面考慮すべき点は次の通り。

- ① 国連 CEFACT 標準全てに対する Conformance ではなく、特定の仕様・ライブラリを対

象とした Conformance 条件を規定する。

- ② セマンティックの Conformance に焦点をあてる。ただし、XML Schema 等を除外するものではない。
- ③ 既存の ISO 標準 (例: ISO15944-2) で定義されている Conformance 要件を参考にする。
- ④ Conformance 対象は、技術仕様、ライブラリ、勧告とする。
- ⑤ Conformance のレベルも考慮する。
- ⑥ Conformance Check List を策定する。
- ⑦ 各技術仕様には Conformance Statement の記載を義務づける。

なお、当プロジェクトの完了は次回 Forum (10 月末: ニューデリ) を目標とし、9 月には公開レビューを開始したい。そのため、4 月 22 日以降、毎週火曜日 9:00-10:00 CET (16:00 – 17:00 JST) に電話会議を行う。

1. 3 Open Session

手法・技術 PDA に加えて各ドメイン・メンバーにも開放し、技術手法に関する意見交換会が行われた。

1. 3. 1 Development Methodology (UMM)

UMM が正しく使われていないと言う問題提起がなされた。特に、BRS が UMM 準拠であるか誰もレビューしていない。また、UMM に準拠した UPCC (UML Profile of Core Component) が規定されているにもかかわらず、個別に CCBDA (Core Component Business Document Assembly) が作られている。

当職 (菅又) からみても、UMM は抽象概念の扱いに慣れたベテランのモデラー用で、ユーザーやインプリメンターには扱いづらい。具象化したプロセスやデータを直感的に扱えるツールが望まれる。

1. 3. 2 XML Implementation

当セッションでは 2 つの課題につき意見交換が行われた。

- ① XML Message を WEB サービス等へ実装するガイドの必要性につき課題提起があった。これについては、国連 CEFACT の取り扱い範囲外であるとの意見が多勢であった。
- ② 国連 CEFACT の標準 XML Schema は常に Full set で使うべきか、Sub set で使うべきかとの議論がなされた。SIPS では、CCL 登録の BIE を自由に使ってメッセージを構築し、ドメインごとにメッセージ管理を行う方向で (ほぼ Sub set 方式)、日本および AFACT へ提言している。いずれにせよ、Sub set 方式では、独自の Name Space 管理が必要であるとの指摘があった。

1. 3. 3 Semantic Interoperability

相互運用性につき4つのレイヤー（Legal Interoperability, Process/Organization Interoperability, Semantic Interoperability, Technical Interoperability）につき意見交換が行われた。例えば、運輸や保険のドメインでは、コア構成要素による Semantic Data Model を構築し、XML メッセージへの実装（Technical）は地域や企業グループごとに異なっているが、Semantic Interoperability は保たれており、異なる Technical レイヤーへのマッピングが可能とされている。ただし、コンテキスト付き Semantic Data Model（BIE: Business Information Entity）の Interoperability とコンテキスト抜き（CC: Core Component）の場合の Interoperability の扱いについての考え方は諸説ある。このあたりは、SIPS のメッセージ辞書のあり方にも関係があり、今回新たなプロジェクトとして始まった Conformance and Interoperability の中で議論して行くこととなる。

2. サプライチェーン PDA

サプライチェーン PDA では、PO Finance, Procurement Domain Map および EU で進められている Public Procurement の標準化についてセッションが持たれた。

2. 1 PO Finance

今回新たに Purchase Order Financing Request Project が開始された。本プロジェクトは PO Finance の標準化を目的としている。PO Finance とは、取引先への支払において取引の完結前に、取引の支払をカバーする融資を行うことで、Invoice をベースにしたファクタリングのバリエーションである。

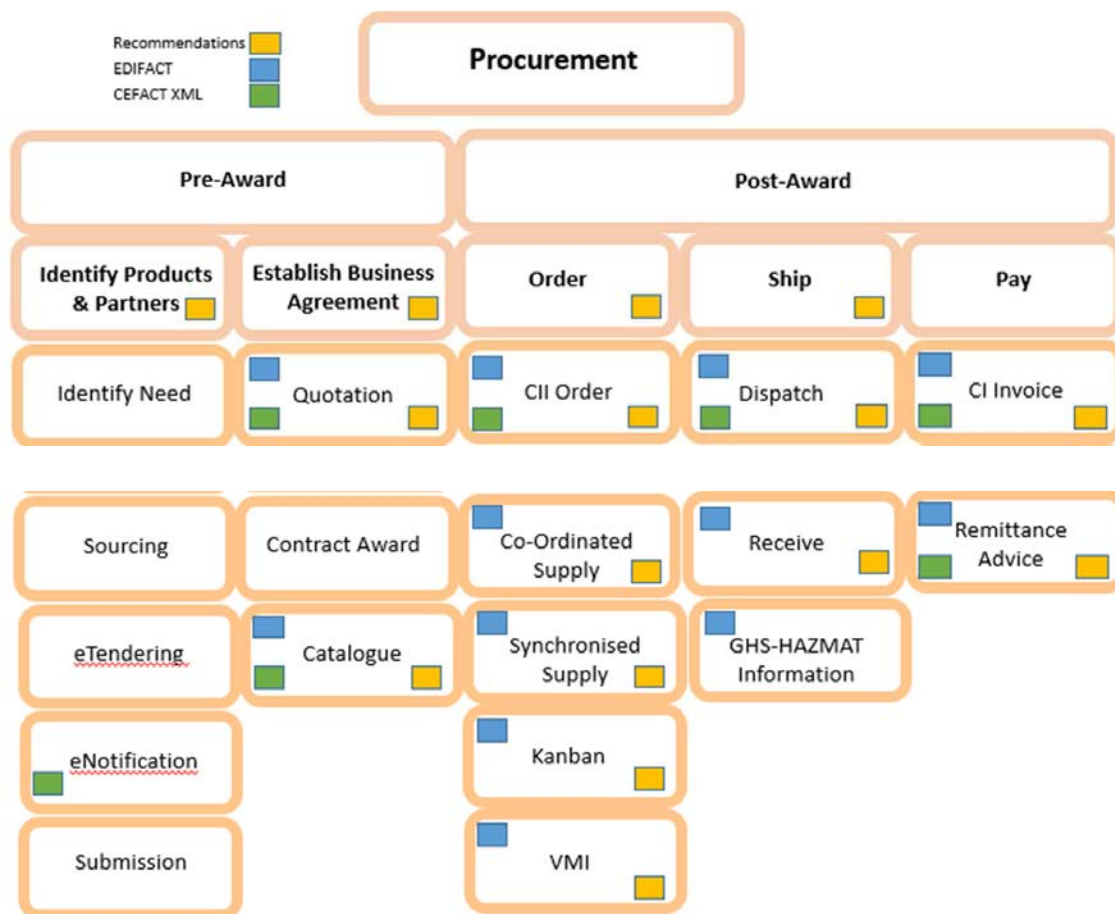
本プロジェクトでは BRS（Business Requirement Specification）/RSM（Requirement Specification Mapping）の策定と、次の3つのメッセージ設計をおこなう。

- PO Financing Request
- PO Financing Request Technical Report
- PO Financing Request Business Status Report

本プロジェクトは EU の CBI（Center for the promotion of imports from developing countries）から提案され、イタリア、スウェーデンおよびドイツの支持を得ている。

2. 2 Procurement Domain Map

前回の Forum から検討されている、従来の Buy-Ship-Pay モデルの見直しが進んでいる。今回は Procurement Domain について次の領域マップが提案された。



2. 3 Open Session on Public Procurement

EU の公共調達に関わるディレクティブに関して、オープンセッションが行われた。

2. 3. 1 EU Directive on eInvoice and eProcurement

EU の公共調達は、地域全体の GDP の 19%にあたる。また、世界銀行は、公共調達の電子化により、全調達額の 6%-13.5%の経費節減になると予測している。電子化公共調達は、透明性 (Transparency) ・説明責任 (Accountability) ・追跡性 (Traceability) を改善し、行政の健全化に貢献する。以上の観点から、欧州コミッション (EC) は電子公共調達の推進を図ることとし、新たに公共調達指令 (PP Directives) と電子インボイス指令 (eInvoice Directive) を発令する。

そのため、2013 年より各界の意見聴取などの調査を開始し、2014 年 3 月に PP Directive (2018 年までに公共調達の電子化を必須とする) を発行した。また、それに伴って、公共部門は 2020 年までに EU 標準に基づいた電子インボイスを受け付けられなければならない (eInvoice Directive) 。電子インボイスの EU 標準は、CEN (欧州標準化委員会) が既存の標準をベースに 3 年以内に準備する。そのため、2014 年 10 月には既存標準のハーモナイゼ

ーションと電子調達推進のため EFEP（European Forum for eProcurement）を発足させる予定である。

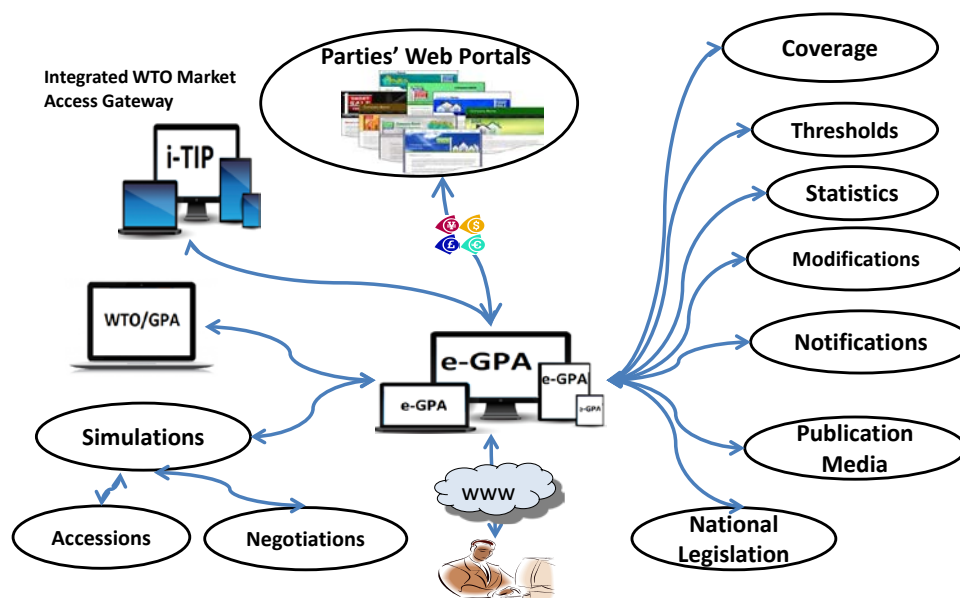
国連 CEFACT は、次の分野で当該標準化活動への貢献が要請されている。

- ・ eInvoice の中核に関わるセマンティック・データモデルの提供
- ・ 採用すべきシンタックス（フォーマット）の提言
- ・ シンタックス・マッピングの開発
- ・ シンタックス利用ガイドラインの開発
- ・ 通信レベルガイドラインの開発
- ・ 電子署名と電子封筒についてのガイドラインの開発

2. 3. 2 WTO eGPA

WTO では、政府調達に関する多国間合意（GPA: Government Political Agreement）がなされている（43メンバー）。eGPA は政府調達市場へのアクセスのための GPA 関連データベースの統合化を目的としたポータルである（下図）。

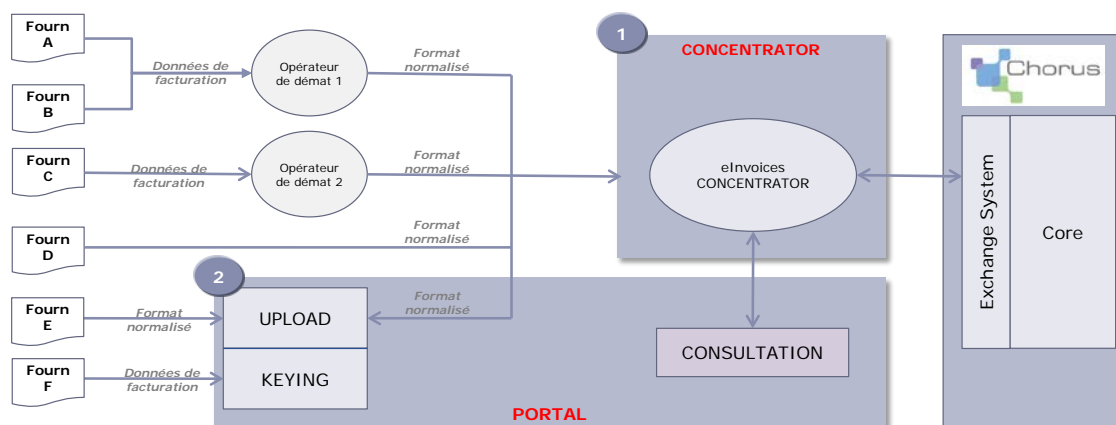
WTO e-GPA portal: schematic illustration



2. 3. 3 フランスにおける電子調達への取組み

フランス経済省の AIFE（Financial IT State Agency）が進める政府の電子インボイス／支払システム（CHORUS）についての紹介がなされた。CHORUS では、第三者プロバイダー用のサービス・インタフェースと中小企業用の WEB 画面サービスが用意されている。

Chorus-factures Architecture

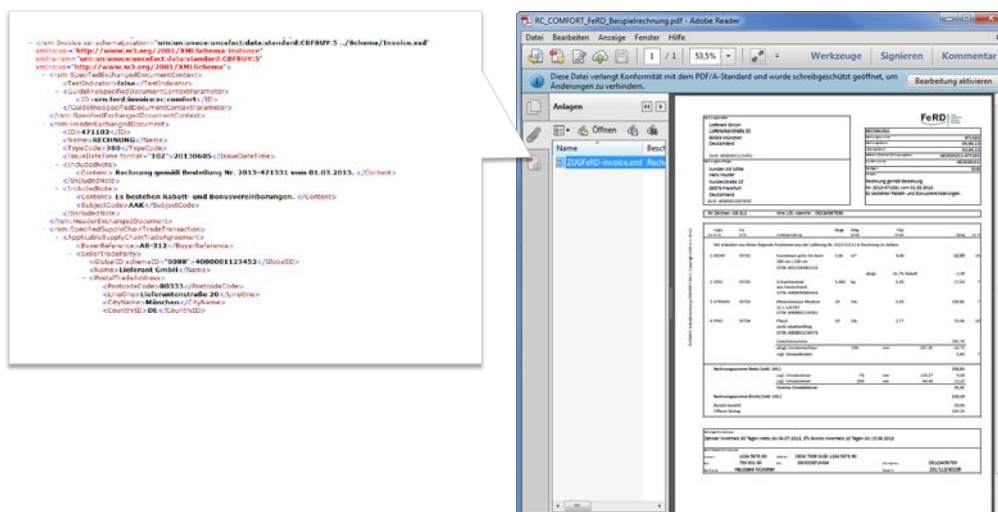


CHORUS では、国連 CEFACT CII (Cross Industry Invoice) V3、および OASIS UBL V2 を受け付ける。シンタックスとしては CHORUS 規定の XML Core Data と電子署名付 PDF (XML 組み込み) の両方を使用している。

2. 3. 4 ドイツにおける電子インボイスの取組み

ドイツでは 2004 年に電子インボイス推進フォーラムとして FeRD が設立された。FeRD のビジョンは、①紙と同様に容易にやりとりできる、②構造化データによるビジネスプロセスの最適化、③中小企業への配慮である。

FeRD は ZUGFeRD と呼ぶ標準を開発・提供している。ZUGFeRD 標準では電子インボイスを XML で記述された PDF/A-3 (ISO 19005-3) 準拠の表示様式を提供している。すなわち、PDF で表示可能な XML データである。PDF で表示されるため、IT 化されていない中小企業でも紙ベースのインボイスと同じ扱いができるとともに、IT 化されている企業は組み込まれた XML データを使って自動化が可能となる (下図)。



この方式は、前述のフランスの取組みと同じであり、IT 化が遅れている中小企業を EDI

に取り込む方式として定着しつつある。

(注) タイにおけるインボイスの電子化も、XML 組込 PDF 方式を推進しようとしている。SIPS でも当方式につき検討を行う必要がある。

2. 4 その他

サプライチェーン分野では、CCTS V3.0 および NDR V3.0 に基づく CCL 3.0 プロジェクトが進行中である。現在までにドラフト・ベースの CCL 3.0 に移行したプロジェクトは次の通り。

- eTendering (電子入札)
- Contract Financial Execution Management (契約遂行管理)
- Cross Industry Invoice (電子インボイス)

なお、欧州で進行中の公共調達用の標準電子インボイスに V2.0 を使うか V3.0 を使うか(又は両方) については、V3.0 プロジェクトの検証に基づきこれから議論されることになる。

以上



アルプスの山々 (会議場：欧州国連本部より)